3 記載のための価値証明

3.1 概要

「近世日本の教育遺産群」は、足利学校・閑谷学校・咸宜園・豆田町・弘道館・偕楽園から構成される。これらは、16世紀末から19世紀中頃まで続く日本の近世社会で生まれた世界に類をみない階層を超えた教育の場と環境の典型であり、近世日本の教育の意義を現代に伝える、必要にして十分な遺産の集合体である。

戦乱を克服して「平和」な時代になると法と組織が整備され、「文字社会」が到来したことから、人々には高いリテラシーが求められた。人々は、読み書きそろばんのみならず、身分を超えて主体的に幅広い知識を得ようとした。為政者や知識人はこうした社会の動きを受けて、初歩的な学びから広く和漢洋に及ぶ多様な学問を教える空間と設備を整備していった。

そこでは、身分・年齢・地域を超えて自然や地域と共生する場で教育が実施された。 その結果、階層を超えてリテラシーが広がり、人々は多様な知識と教養を習得した。礼 節や規範が社会的に共有され、学習者の中から優秀な指導者や人材が輩出されて社会で 活躍し、近世日本社会の発展と安定化につながった。こうして人々の学びへの意欲はさ らに高まり、教育資産が整備されるという好循環が生まれた。

教育遺産は、教育という人間の重要な活動を伝える類型であり、近世日本の教育遺産 群は、上記の特性と世界史的意義を証明する稀有な物証である。

3.2 提案する評価基準とその評価基準への適合性証明

3.2.1 条約上の遺産種別

本提案は、世界遺産条約第1条及び『世界遺産条約履行のための作業指針』第45項に規定する「記念物」及び「遺跡」、「建造物群」に該当する。また、『世界遺産条約履行のための作業指針』第137項に定める「a)同一の歴史・文化に属する一群」の連続性を持つ資産に該当する。

3.2.2 提案する評価基準とその評価基準への適合性証明

以下に示す理由に基づき、本提案には、世界遺産一覧表記載への記載のための評価基準の うち、(iii)が適用できる。

評価基準(iii)

現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。

3.2.3 構成資産の選択の正当性

本提案は、近世日本の各地に創設された教育の場の原型である、官立(官営)学校・郷校(郷学)・私塾(手習塾(寺子屋)を含む)・藩校を代表する資産で構成され、16世紀末から19世紀中頃に至る近世の各時期の教育の展開を説明するうえで十分な構成資産となっている。本提案が提示する教育の場の構造は以下の図3-1に示すとおりである。

世界に類をみない階層を超えた教育の場

教育理念・・・身分・年齢・地域を超えた主体的な学び

空間と設備・・・漢学を基盤にした和 洋におよぶ多様な学びの実現

立地・・・自然や地域と共生する環境

リテラシーの広がり

幅広い知識と教養の習得

礼節と規範の社会的共有

優秀な指導者や人材の輩出

階層を超えた教育を証明する稀有な資産

16c 以前

1670 年

1817 年

1841 年

足利学校

閑谷学校

咸宜園・豆田町

弘道館·借楽園

「平和社会」の継続と近世日本の教育の発展

図 3-1 近世日本の教育遺産群の特徴を示す概念図

3.2.4 世界に類をみない階層を超えた教育

世界に類をみない階層を超えた教育の場として 本提案を構成する各資産は,以下3つの特徴を備 え,発展していった。

第一は、身分・年齢・地域を超えた主体的な学び の場として整備されたことである。近世日本は身 分制社会であったが、学習意欲をもつ人々に、学ぶ 機会が開かれ、異なる身分の者が机を並べて学べ る学校も創設された。

足利学校では,「身分」・「年齢」に関する制限が なく, その名が全国に知られ, 多くの学習者が集ま った。閑谷学校は、庶民教育を中心としながらも武 士や他地域の子弟も受け入れ, 学校の教育や運営 に庶民出身者を登用した。咸宜園は、「身分」・「年 齢」・「学歴」による制限を設けず(「三奪法」・**写真** 3-1),全国から多くの塾生が集まり、学んだ。弘道 館では武士の家柄に関わりなく, 学力主義が貫か れた。

このような学校で学んだ人々のなかには、学問 を通して他地域の知識人と交流を深める者もお り、幅広い知識の共有化が図られることとなった。

第二は, 漢学を基盤にした和洋におよぶ多様な 学びを実現するための空間と設備が整えられたこ とである。時代が下ると、儒学以外の学びや思想を 取り入れた施設が誕生した。

中世から続く足利学校では、入徳門・学校門・香 壇門の諸門を経る通路の正面に孔子を祀る大成殿 が配置された (**写真 3-2**)。また, 漢学を教育する ための膨大な漢籍(写真3-3)を有していた。

閑谷学校では,孔子を祀る聖廟に加え,岡山藩主 池田光政を祀る芳刻祠(現閑谷神社)が設けられ た。また、講堂や書籍を保管する文庫を火災から守 るため火除山を設けた。文庫には主に漢籍が収蔵 されたが、のちには学問の広がりに対応して、和書 も加えられた。

咸宜園は儒式の施設形式にこだわらず,日々の 写真3-2 足利学校の学校門から大成殿 (孔子堂) を望む 生活や実践に役立つ実学主義を基盤として, 塾生

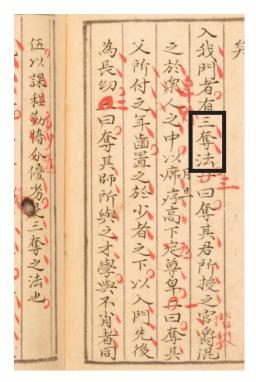


写真 3-1 右端の行に三奪法の文字が見える



の個性に応じた教育指導を行った。その活動は咸宜園の中だけでなく豆田町にも広がり、 廣瀬家をはじめとする豆田町の商家には、学芸や教養に関する多くの書籍が収蔵されて いた。

弘道館では、鹿島神社と孔子廟を併設させることで、建学の精神「神儒一致」を実現した (写真 3-4)。正庁を挟んで南北に配置される 武館と文館は、文と武の領域にわたる多様な 教育を反映している。漢籍に加え、数学・天文 学・医学といった分野の書物も収蔵され、出版 によって知識の普及が図られた。

各構成資産では、講堂や書院などに加え、寮 や寄宿舎が整えられ、生活のすべてが教育の 場とされた。豆田町では、寺院や町人が塾生を 受け入れ、咸宜園の活動を支えた。

講堂は、原則として何も置かない広く平滑な空間として作られた(写真 3-5)。これは、静謐な空間で学習と講義の形式に柔軟に対応して教育を行うためであった。講堂の他にも学習目的に応じて書院や教場、道場といった諸施設が整備され、豊富な書籍を活用して能力と関心に応じた様々な学習を行うことができた。

第三は、自然や地域と共生する教育の場が つくられたことである。

足利学校は,室町幕府の足利将軍家の出身 地であった足利庄に整備された。学舎である 方丈の南北に書院庭園を配置し,着座から築 山泉水の庭景に相対することができ,自然と 共生する学問的空間として設計された。

関谷学校は、城下町の喧騒から離れ、教育に適した山間の閑静な場所に設置された(写真3-6)。学校の財政基盤を確保するため、閑谷新田村を新たに作り、その中に学校領として学林・学田を、また、古代中国の周の収税制度に倣った井田(下井)を井田村にそれぞれ設け、下作人を入植させ、地域一円で学校を支えた。これに伴い、天神講と呼ばれる自主的な学びの場が生まれるなど、学校と地域の共生が実現した。

咸宜園は,静かな環境で塾生たちと共に生活 しながら学問教授にあたりたいという廣瀬淡



写真 3-3 足利学校で使われていた漢籍

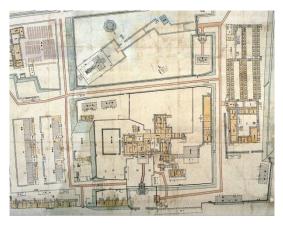


写真 3-4 神儒一致と文武一致を反映した弘道館の建物配置



写真 3-5 閑谷学校講堂内の静謐な板張り空間



写真3-6 自然と共生する場に営まれた閑谷学校

窓の思いから、郊外に設けられた。時折の放学(休講)に加え、春と秋には、勉学一筋の日課とは異なる行事として、塾生が周辺の野山や川辺、神社仏閣等へ出かける「山行」が実施された。咸宜園に隣接する豆田町の寺院や町人は全国から来た咸宜園の塾生を受け入れ、廣瀬淡窓自身も豆田町に出講するなど、豆田町は塾との共生によって学園都市としての性格を有した。

弘道館は、水戸城三の丸の広大な土地に、家老屋敷を取り払って整備され、城下町にある藩公認の家塾と一体となった教育が行われた。偕楽園は、学習者が自然環境で心身を涵養する場として創設された。また、この庭園は、「三」と「八」が付く日に領民に開放され、領内にある郷校(郷学)や私塾、寺子屋(手習塾)で学んでいた庶民も心身を涵養することができた。弘道館と偕楽園は対を成すことによって、自然や地域との共生を実現した施設であった。

3.2.5 近世日本の教育遺産がもたらした成果と世界史的意義

約250年にわたる「平和」な時代を通して、近世の学校は、地域ごとの特色や学ぶ者の求めに応じて、教育方法が工夫されるとともに施設が整備され続けた。近世日本は身分制社会であったが、学習の機会は階層を超えて開かれていた。身分・年齢・地域を超えた学びの存在は、東アジアをはじめ同時代の世界に類をみない近世日本の教育の大きな特徴であった。

近世の日本を訪れた外国人は、当時の日本人が高いリテラシーと幅広い知識・教養を有し、礼節と規範を重んじる姿勢を称賛した。これは近世日本の教育の成果が、海外各地の教育事情を知る識者からも瞠目されたことを示すものである。

近世の教育施設は多様であり、読み書きそろばんといった初歩的な学びから、儒学をはじめ、幕藩体制を支える法令や文書形式、さらには高度な専門的知識を学ぶことが可能であった。学ぶ者は、主体性をもってそこで様々な学問を修めることができた。さらに、教える者と学ぶ者は学内外でそれぞれに広く交流を深め、互いに影響を及ぼしあうことで、自らの成長と学校の発展に寄与した。

教育にあたっては、知識や教養だけではなく礼節や規範も重視され、階層を超えて共有されることになった。これは、近代以降の日本人の気質にも影響を与えている。現代の日本でも、例えば災害時において、他人に配慮しつつ、協調して行動することを尊ぶところがあるが、これは近世日本人が近世の教育施設で培った礼節や道徳を重視する姿勢を現代日本人が受け継ぎ、価値観の土台となっているためである。このように、近世日本の教育の成果は、続く近現代の日本の発展に多大な影響を与えた。

近世日本の学校からは、政治・経済・文化・教育といった様々な分野で活躍する指導者や人材が輩出された。彼らは、近世社会の発展と安定化に貢献した。社会が発展・安定化することで、人々の学習意欲はさらに高まって、教育施設がますます整備されて次世代の指導者や人材が誕生するという好循環が生まれることとなった。階層を超えて学びが広がり、さらに社会の発展と安定化につながるという教育の好循環が形成された例は同時代の世界に類をみないものである。

儒学を基盤とする東アジアにあって, 例外的に科挙制度を持たず, 試験や受験を目的

とした教育に特化せずに、社会を挙げて持続的な教育環境が整えられたことは、現代の教育に対しても重要な歴史的意義をもつ。教育遺産は、人間の重要な活動としての教育の歴史と文化を伝える世界遺産の新たな類型をなすと考えられる。一人ひとりの個性や能力開発を国内であまねく実現する方向にあった近世日本の教育を証明する教育遺産群は、世界史的に稀有な存在であるとともに、今後の世界における教育システムの持続的な発展の方途についても価値ある示唆を与える。

3.3 完全性の言明

3.3.1 総論

本提案は,近世日本の教育遺産群が持つ「世界に類をみない階層を超えた教育」という観点から,顕著な普遍的価値を表すために必要な構成資産・構成要素を含むのみならず,資産の重要性を伝える諸要素・過程を示す上で適切な範囲を包括している。

また,各構成資産は,当該資産の重要性を示す諸要素・過程を表すために適切な範囲を有しており、開発や管理放棄による悪影響を被ることなく,またそれらを規制して良好な状態を維持するための適切な保存管理が行われている。

資産の全体は、『世界遺産条約履行のための作業指針』第88項に示される次の3つの観点に基づき、高い完全性を保持している。

(1) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。(第88項-a)

本提案の足利学校、閑谷学校、咸宜園・豆田町、弘道館・偕楽園は、官立(官営)学校、郷校(郷学)、私塾(手習塾(寺子屋)を含む)、藩校と、それぞれが近世日本の教育施設の諸類型に対応しており、武士とその子弟を対象とした学校(弘道館)、庶民を対象とした学校(閑谷学校)、さらに身分を問わず入学が許された学校(足利学校、咸宜園)から構成される資産の総体は、近世日本の教育の普遍的価値を明確に示す、必要にして十分な内容を備える。弘道館と対を成す偕楽園は、修養の空間として創設された場であり、豆田町は町を挙げて咸宜園の教育を支えた地盤であった。両資産は教育の場ないし舞台として、学校とは切り離せない存在であった。周辺環境との融合の上に発展した咸宜園と弘道館の立地は、環境と共生する学校の持続的発展に不可欠であり、他の国内の類似資産にはみられない稀有な組合せである。こうした類型と特性を代表する各資産は、一体となって本提案を構成することで近世日本の教育の特性と諸相を語るといえる。これにより、本提案は、申請にあたって求められる完全性を備えている。

(2) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。(第88項-b)

本提案の各構成資産は、特別史跡・史跡・名勝・重要伝統的建造物群保存地区であるが、その顕著な普遍的価値を示す範囲は、指定(選定)範囲と同一であり、それぞれの資産の重要性や特徴を伝えるために必要な建造物や石碑等の構造物はすべて含ま

れており、適切な推薦範囲が設定されている。また、指定(選定)範囲内で建造物が現存しない地下遺構については、発掘調査や残存する絵画資料等により位置や規模を 把握しており、これらの地下遺構もすべて資産範囲に含まれていることから完全性が 確保されている。

(3) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか (第88項-c)

本提案の各構成資産は、文化財保護法に基づき、国宝、重要文化財、特別史跡、史跡、名勝及び重要伝統的建造物群保存地区に指定(選定)された構成資産・構成要素及びそれらに含まれる要素について、長期的な法的保護・保全の措置が講じられている。また、各構成資産について保存活用計画等を策定もしくは現在策定中であり、開発及び管理放棄等による資産に対する負の影響はない。

資産の緩衝地帯については、文化財保護法や景観法等に基づき、地方公共団体が定める景観計画及び景観条例、又は地方公共団体の土地利用事業指導要綱の下に法的な保護措置が講じられており、外部からの資産の範囲への負の影響を排除している。

さらに、文化財保護法に基づき、所管官庁を中心として、関係省庁等との調整の下に、資産の保存活用又は課題を改善するための方策等を明示した包括的保存活用計画を策定することとし、資産およびその緩衝地帯の一体的な保存活用・保全を行う予定である。今後の取り組みにおいては、「遺産影響評価」に関する国の指針(『世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針』: 平成 31 (2019) 年4月、文化庁)等を参考に体制整備に努める。

以上のように、『世界遺産条約履行のための作業指針』第88項-C) に掲げられた開発や管理放棄による顕著な普遍的価値への負の影響はなく、資産及びその周辺環境の保全に関する完全性についても確実に保持することができる。

3.3.2 各構成資産

本提案は、6つの資産で構成され、それらは、近世日本で階層を超えた教育を行う環境を顕著に示すために不可欠な資産である。各々の資産には、学習環境を示す重要性や特徴を伝えるために必要な、建造物及び構造物が全て含まれている。また、各構成資産の重要な要素は、開発及び管理放棄による負の影響を受けないように適切に保存されている。資産の保存活用についての取り組みも進められており、完全性が保たれている。以下、各構成資産について特記する。

(1) 足利学校

本構成資産の範囲は、国史跡の指定地と同一である。足利学校は大成殿(孔子堂)が建つ神聖な西側区域と、学徒が学問に励んだ東側区域に二分される。西側区域には、寛文8(1668)年建立の大成殿(孔子堂)をはじめとする諸建物が創建当時の姿で現存している。東側区域は火災や時代の変遷により往時の建物が失われたが、発掘調査の成果及び現存する近世の関連資料等を用い、厳格な学術考証を経て平成2(1990)年10月に近世中期の姿に復元された。従って、当時の主要な設備の範囲全体が資産に含まれており、保護されている。

(2) 閑谷学校

本構成資産の範囲は、特別史跡の指定地と同一であり、創設当時の範囲内のほか、 指定地内で明治期に建てられた私立閑谷黌の校舎(現閑谷学校資料館)や、学校から 離れて残る津田永忠宅跡や黄葉亭、石門(いずれも特別史跡に附指定)が含まれる。

関谷学校は、敷地内を石塀・火除山により区画され、火除山より東側に講堂・聖廟・ 閑谷神社・椿山といった、儒学的色彩の濃い施設を配置し、西側に学房、習字所等の 学習施設、及び吏舎、学厨、客舎、米倉等の管理施設を配置するなど、各区画の用途・ 機能を整然と分けたことが特徴であり、現在も良く維持されている。このうち、東側 の講堂、聖廟、閑谷神社がほぼ完全な姿で残り、また石塀、火除山などは保存状態が 良く残されている。西側の建造物は現存しないものの、遺構については、残存する資料などから位置が把握されている。これらの地下遺構もすべて資産範囲に含まれ、保護されている。

(3) 咸宜園

本構成資産の範囲は、史跡の指定地と同一であり、東側(東家)と西側(西家)に 分かれている。

東側には、廣瀬家当主の隠宅として建築され、後に廣瀬淡窓や歴代塾主が利用した居宅「秋風庵」が現存している。また、明治以降に他所へ移築された書斎「遠思楼」は、昭和28(1953)年に買い戻され「咸宜園跡」に移築され、平成12(2000)年に、開塾当時の場所に整備された。このほか、寄宿舎として用いられた「東塾」や淡窓夫妻の居宅「招隠洞」と淡窓の書斎「梅花塢」が発掘調査によりその位置と規模が明らかとなっている。発掘調査・資料調査などの結果、指定地東側においては、近世当時の建物位置が維持されるとともに、遺構も良好に残されていることが確認されている。また、西側では井戸跡以外の建造物が既に取り壊されているため、現在、遺構確認調査が行われている。

(4) 豆田町

本構成資産の範囲は,重要伝統的建造物群保存地区に選定されている区域と同一である。

豆田町の保存地区では、174 件の伝統的建築物が現存する。上屋が現存しない場合でも、保存地区内での近年の発掘調査により、現在の居住面の地下には近世及び近代に属する建物の基礎が良好に保存されていることが確認され、町並みが特定できる。

また、廣瀬淡窓が私塾をはじめた長福寺学寮や成章舎の跡地、一時期は塾舎として利用した廣瀬淡窓旧宅などが残るほか、桂林園(保存地区に隣接)の跡地など咸宜園以前に経営した塾跡が保存地区に含まれる。そのほか、女性の有浦琴虹が寛政 9 (1797)年にはじめた手習塾(寺子屋)「萱遷堂」の建物が現存し、当時の庶民教育に女性が果たした役割を確認できる。咸宜園の通塾生たちの居宅(草野家住宅、旧手島家住宅など)も良好に保存され、外塾生の寄宿舎となった寺院(長福寺)が現存するなど、咸宜

園の教育を町ぐるみで支援した当時の豆田町の学園都市的性格を確認するに足る資産 が現存している。

(5) 弘道館

本構成資産の範囲は、特別史跡の指定地ほか、創設当時の区域内にある水戸市立三 の丸小学校、茨城県立図書館、茨城県三の丸庁舎などを含む。

弘道館は、機能に応じていわば学校区、社廟区、調練区といった区域に分かれる。なかでも学校区と社廟区は、弘道館における学びの精神を伝える重要な区域として、現在も良好な状態で残されている。学校区には正門や、藩主が臨席して学生の文武の大試験や諸儀礼を行った正庁、藩主の休息場や諸公子の勉学の地となった至善堂がある。これらは、天保12(1841)年の仮開館時の建築物で、ほぼ完全な形で保存されている。また、社廟区には弘道館の建学の精神を記した弘道館記碑のほか、要石歌碑、種梅記碑といった石碑が良く残されている。調練区には旧茨城県庁や図書館が建てられ、往時の建築物は失われたが、堀と土塁の区画割が現存する。

(6) 偕楽園

本構成資産の範囲には、国史跡・名勝の指定地のほか、創設当時の区域内にある常磐神社や、茨城県護国神社などが含まれる。園内の好文亭、諸門、竹林、大杉森、梅林等の配置は創建当時と変わっていない。偕楽園の中に建造された好文亭と奥御殿は空襲で焼失したが、その後古写真や文献等を用いて詳しく検討した結果、昭和 33 (1958)年に創建当時の姿に復元された。また、一遊亭跡等、現存しない建造物については、残存する配置図から当初の位置が把握できるとともに、これらの地下遺構はすべて資産範囲に含まれ、保護されている。

3.3.3 構成資産選択の正当性

足利学校, 閑谷学校, 咸宜園, 弘道館は, 近世日本の教育の特性を示す代表的遺産である。これら4資産は官営(官立)学校, 郷校(郷学), 私塾(手習塾(寺子屋)を含む), 藩校と, それぞれが現存する近世日本の教育資産の4諸類型に対応している。足利学校は, 中世から近世日本の学校への橋渡し的存在であり, 近世日本の教育資産の原点といえる学校である。閑谷学校は近世最古の郷校であり, 郷校(郷学)のすぐれた先行事例になるとともに, 明治初期まで活動を継続した郷校の代表例である。咸宜園は近世日本最大の私塾で,全国から多くの門人がつどい, 私塾(手習塾(寺子屋)を含む)の代表例である。弘道館は, 藩校として近世日本最大規模を誇り, その運営方針や教育内容は他の諸藩も参考にするといった, 藩校の代表例といえる。

また,武士とその子弟を対象とした学校(弘道館),庶民を対象とした学校(閑谷学校),さらに身分を問わず入学が許された学校(足利学校,咸宜園)と,近世日本で展開された教育の多様性を示し,それらが構成する資産の総体は,近世日本の教育の全体像を示す稀有にして貴重な遺産群である。

さらに、豆田町は町をあげて咸宜園の教育を支えた地盤であり、弘道館と対を成す 偕楽園は、修養の空間として創設された場であった。両資産は教育の場を支えた町と 庭園として、学校とは切り離せない存在であり、咸宜園と弘道館は周辺環境との融合 共生の上に発展した。こうした立地は学校の持続的発展と教育の充実にとって不可欠 であり、他の国内の類似資産にはみられない稀有な組合せである。本提案は、学術的 検討と比較研究を経て近世日本の教育を語るために必要にして十分な構成資産を厳選 したもので、その選択は、申請に求められる正当性を有する。

3.4 真実性の言明

3.4.1 総論

本提案を構成する各資産は敷地の範囲・区域・主要な建造物・構築物の配置はほぼ保たれている。一部の資産にみられる、改変については、学術的調査を経て当初材と真正な記録に基づき、修復・復元が実施されている。

各構成資産はそれぞれ異なった性格を有するが、学習環境を継承するために不可欠な諸施設のいずれかを備え、今日まで維持されている。各構成資産に残っている重要な建造物・構築物は、創設又は移設以来の位置を維持するとともに、復元建造物等についても、学術調査において基礎構造を正確に記録したうえで、重要な歴史資料として原位置にて確実に保存が図られている。いずれの資産も、創設者・学長・塾主等の学習方針や思想が、著作や蔵書、石碑、掛軸、扁額、校舎名、学校名等に反映され、確実に継承されている。

次に、『世界遺産条約履行のための作業指針』第82項に示される8つの真実性の属性のうち、顕著な普遍的価値を表すのに重要な属性を明確にするため、各資産に該当する属性について詳細に述べる。

3.4.2 個別資産の真実性

(1) 足利学校

足利学校の起源は諸説あるが、中世の 15 世紀中頃には現在地に位置していたと考えられている。16 世紀中頃には「坂東の大学」として広く知られ、日本屈指の学校であった。近世に建てられた大成殿(孔子堂)ほか、入徳門・学校門・杏壇門が現存し、中世から続く足利学校の歴史を伝えており、高い真実性を有している。また、方丈・庫裡・書院のほか、堀や土塁、南庭園、北庭園、衆寮、木小屋、土蔵、裏門について、当時の資料や発掘調査の成果をもとに、遺構を保護しつつ、原位置に忠実に復元しており、真実性を補完する役割を有している。

管理者は,廃藩置県後に足利県から栃木県,次いで足利町(現足利市)と変遷した。 大正 10 (1921) 年に史跡に指定され,昭和 27 (1952) 年から昭和 30 (1955) 年にかけ て書籍 4 件が国宝に,昭和 25 (1950) 年に書籍 4 件,昭和 51 (1976) 年に書籍 1 件が 重要文化財にそれぞれ指定された。現在,文化財保護法の規定にのっとり,適切に管 理している。

ア 形状, 意匠, 材料, 材質

足利学校の西側区域には、寛文8 (1668)年建立の大成殿(孔子堂)をはじめとする 建造物が現存している。特に大成殿は中国の明代の様式に倣って建てられ、現存する 日本最古の孔子堂である。修復に関しては、当初材と真正な記録に基づき、実行して いる。

イ 用途,機能

足利学校は、近世には膨大な蔵書をもとに、現代の図書館機能の一部を有する文庫としての役割を担った。現代でも旧蔵書を保管する収蔵庫が置かれ、足利学校に所蔵されている『文選』『周 易』等の南宋版の漢籍をはじめとする、約1,600種、約17,000冊の蔵書(うち国宝 4 件、重要文化財 5 件)が大切に保管されている。これらは明治時代に清国から借用要請があり、大陸から見ても貴重な書籍を擁した重要な文献資産であった。現在も中国から閲覧申請があり、国内の研究者にも有効活用されている。

ウ 位置、セッティング

西側区域の位置は、中世後期から変わっていない。東側区域はたび重なる火災や時代の変遷により往時の建物が失われたが、平成2 (1990) 年 10 月に近世中期の姿で原位置に復元された。

エ その他の内部要素、外部要素

大成殿(孔子堂)では、伝統行事の穀質が現在も行われるなど、儒学の学びを中心 とした学習環境を後世に伝える教育的取組が行われている。

(2) 閑谷学校

閑谷学校は,寛文10(1670)年,岡山藩主池田光政が創設した。建造物として講堂・小斎・習芸斎・飲室・聖廟・芳烈祠(閑谷神社)・文庫・公門が現存し,周辺には石塀・火除山・椿山等が現存する。池田光政が庶民のために創設した郷校閑谷学校の高い真実性を保っている。

廃藩置県後、閑谷学校は一旦閉鎖され、閑谷精舎(のち閑谷遺芳館)として再開した。しかしすぐに閉校となり、明治17(1884)年に閑谷黌が開校して、私立閑谷学校・私立閑谷中学校と改称した。その後大正10(1921)年に岡山県へ移管され、昭和39(1964)年に岡山県立和気高等学校閑谷校舎が閉鎖されるまで、史跡内で多くの学生が学ぶ機会を得た。昭和28(1953)年に講堂が国宝に指定され、昭和29(1954)年に特別史跡に指定された。また、聖廟や閑谷神社等も重要文化財に指定された。現在は文化財保護法にのっとり、適切に管理している。

ア 形状, 意匠, 材料, 材質

講堂を含めた施設は、講堂の屋根は柿の上に板を被せて、さらにその上に瓦を載せるという三重構造にするなど、高度に洗練された意匠と入念な技術によって建築されている。使用された木材は築後300年以上経過しているにもかかわらず保存状態が良い。瓦には焼締陶器である備前焼を使用することにより、堅牢性の確保とともに、景観との調和も図られている。

イ 用途,機能

閑谷学校は、敷地内を石塀・火除山により巧みに区画し、火除山より東側に講堂・ 聖廟・閑谷神社・椿山といった、儒学的色彩の濃い施設を配置し、西側に学房、習字 所等の学習施設、吏舎、学厨、客舎、米倉等の管理施設を配置するなど各区画の用途・ 機能を整然と分けたことが特徴である。こうした区画は現在も維持され、閑谷学校教 育の用途・機能は保存継承されている。

ウ 位置、セッティング

閑谷学校の位置は創設時から変わっていない。周辺は静閑な山間の農村地帯であり、 現在も維持されている。

エ その他の内部要素、外部要素

閑谷学校では、教授に使われた資料や学習用の典籍等が大きく散逸することなく伝えられ、平成14(2002)年に重要文化財に指定された。また、論語の素読や釈菜が行われるなど、儒学の学びを中心とした学習を後世に伝える教育的取組が行われている。

(3) 咸宜園

咸宜園は,文化14(1817)年に開塾した。建造物としては,居宅である秋風庵,遠思楼,書蔵庫が現存している。現在も遺構確認調査が継続して行われており,私塾(学問塾)として全国に知られた咸宜園の高い真実性が保たれている。

昭和7(1932)年に史跡に指定された後、史跡は暫時日田市の管理となり、現在はすべて日田市が文化財保護法にのっとり、適切に管理している。

ア 形状, 意匠, 材料, 材質

咸宜園の修復と復元は当初材を用い,真正な記録に基づいて,可能な限り形状と意 匠を変更せずに実施されている。

イ 位置,セッティング

咸宜園の位置は、創建当時から変わっていない。指定地東側においては、発掘調査・ 資料調査の結果、近世創建当時の建物位置が維持され、遺構の遺存状態も良好である ことが確認されている。

こうした位置を今に伝える資料として、門下生の記憶に基づく絵図が2枚残されているほか、日記や自叙伝に咸宜園建造物に関する記述がある。

このほか、寄宿舎として用いられた「東塾」や淡窓夫妻の居宅「招隠洞」と淡窓の書斎「梅花塢」の位置と規模が発掘調査により明らかとなっている。西側については、平成30(2018)年度から発掘調査を開始し、令和2(2020)年度まで実施していく予定である。

ウ その他の内部要素、外部要素

淡窓や門下生の漢詩や日記などの記録からは咸宜園の建築の様子を知ることができる。また、咸宜園塾主の日記や廣瀬淡窓の思想を記した各著作物、及び咸宜園入門簿や咸宜園蔵書、当時の会計録などの記録群は、咸宜園にとどまらず、近世における私塾の実態を理解する上で不可欠の資料である。これら約 24,000 点の古文書史料および書幅、書籍類は淡窓旧宅である公益財団法人廣瀬資料館の廣瀬先賢文庫に残されてい

る。また、史跡咸宜園跡及び隣接地の咸宜園教育研究センターでは、小中学生を中心 に廣瀬淡窓の思想や咸宜園教育を学ぶ取組が行われ、現在でも教育の場として活用さ れている。

(4) 豆田町

豆田町は、慶長6 (1601)年に城下町の町人地として成立した。平成16 (2004)年に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、現在は建築物174件、工作物86件、環境物件39件を保存物件として特定し、保護に努めている。また、選定地区内に存在する長福寺本堂が平成18(2006)年に、また草野家住宅が平成21(2009)年にそれぞれ重要文化財に指定されており、文化財保護法にのっとり適切に管理されており、咸宜園の学園都市として機能した豆田町の高い真実性が保たれている。

ア 形状、意匠、材料、材質

現在、伝統的建造物約 200 件のうち、所有者の同意が得られた 174 件が特定物件として保存の措置が講じられ、修復に際しては当初材と真正な記録に基づいて実施することを基本とし、実行している。また、南北 2 本の通りと東西 5 本の通りからなる町割や、街区の敷地割は、近世初期の城下町建設時の形状を引き継ぐものであり、高い真実性が保たれている。

イ 用途、機能

豆田町は廣瀬淡窓がはじめた咸宜園以前の私塾の移り変わりが看取できる地区であり、最初に開塾した長福寺学寮、成章舎、一時期は塾舎として利用した淡窓旧宅の南家土蔵及び桂林園(保存地区外)の跡地など咸宜園以前に経営した塾跡が点在する。そのほか、女性の有浦琴虹が寛政 9 (1797)年にはじめた手習塾 (寺子屋)「三遷堂」の建物 (18 世紀末の建物と推定)が現存する。

咸宜園の塾運営の面でも豆田町との関係性は深く,通塾生たちの居宅(草野家住宅,旧手島家住宅など)が良好に保存されるほか,外塾生の寄宿舎となった寺院が現存し,近隣においては塾が民家を寄宿舎として借り受けることもあった。

ウ 位置,セッティング

豆田町は、現在でも当時の景観を良く残しており、近世初期の計画的町割に起源する都市空間が展開されている。

エ その他の内部要素、外部要素

豆田町の地区内の大半の建築物は棟木墨書や棟札が存在し、近世中期から昭和初期にかけて町並みを構成する建築年代をほぼ正確に把握できる。また、貞享、天和、正徳、元治と各時期における豆田町絵図やその他の絵図が数多く残され、町の発展過程や地割、土地区画の規模等が把握できる。

(5) 弘道館

弘道館は,天保 12 (1841)年に仮開館し,安政 4 (1857)年に本開館した。当時完成した建造物である正門,正庁,至善堂,番所,孔子廟戟門が当初の姿のまま残されてい

る。また、学生警鐘、弘道館記碑、要石歌碑、種梅記碑といった徳川斉昭が弘道館の 理念を記した鐘や石碑も残され、藩校として全国に知られた弘道館の真実性が保たれ ている。

管理者は、廃藩置県後に茨城県次いで水戸市に変わり、再度茨城県へと変遷した。 昭和27(1952)年に特別史跡、正庁・至善堂・正門附塀が重要文化財に指定され、文化 財保護法にのっとり、適切に管理している。

ア 形状、意匠、材料、材質

正庁の御殿は、城郭書院に似た意匠を凝らした建築物である。また、弘道館記碑、種梅記碑、要石歌碑、学生警鐘は徳川斉昭の意思を反映したものである。これらは、創建当初の藩校設立の意思を示す物証として、現在に保存継承されている。それぞれの建築年代にあわせた適切な形状、意匠を保ち、材料、材質を用いて、必要な修理が行われている。平成23(2011)年の東日本大震災で被災し、建物の壁の漆喰に亀裂が入り、石碑や屋根瓦の一部が崩れ落ちるといった被害が生じたが、過去数度の修理報告書や弘道館が所蔵する諸記録をもとに、被災前の状態に修復することができた。

イ 用途.機能

弘道館は、明治時代には茨城県庁や学校施設、公園として活用された。現在は特別 史跡として近世当時の藩校の姿を伝えるための整備が進んでいる。弘道館は敷地を 6 つの区域に分割することができ、各区域の用途・機能を整然と分けたことが特徴であ る。そのなかでも、いわゆる学校区と社廟区は、弘道館における学びの最も重要な区域であり、創建当初の姿を良く残している。

ウ 位置,セッティング

弘道館の位置は創設時から変わっていない。近代以降の市街化により、区域の一部 は損なわれているものの、その大半が確実に継承されている。

エ その他の内部要素、外部要素

弘道館には、弘道館記碑、要石歌碑、種梅記碑等の石碑のほかにも、「游於藝(げいにあそぶ)」の扁額、弘道館、至善堂、賛天堂等の校舎名、正庁正席の間に掲げられた 弘道館記の掛軸、至善堂一の間に掲げられた要石歌碑の掛軸、弘道館編集局で作成されていた「弘道館記」、「弘道館学則」、「孝經」等の板木により、弘道館の学習方針や 思想が示されている。

また、弘道館訓導及び助教を努めた石河明善の日記(「石河明善日記」、水戸市指定 文化財)をはじめ、弘道館の運営形態を示す日誌や、学生の数や出席状況を示す資料、 学習内容を示す資料が残されるとともに、「弘道館書目」、「弘道館献納書籍目録」、「医 学館書目」等、弘道館の蔵書目録等の資料等も十分に備えている。こうした資料類は、 弘道館関係資料として 900 点あまりを提示することができ、確実に継承されている。

弘道館に隣接する水戸東武館では、弘道館武芸の学習科目であった北辰一刀流の正統が伝承されている(水戸市指定文化財)。水戸東武館は弘道館の「文武不岐」の精神を受け継ぐために創設された。また、水戸藩の伝統的泳法であり、徳川斉昭が命名した「水府流水術」は弘道館の学習科目として近隣の那珂川で演習が行われていたが、現在も水府流水術協会が泳法を継承し、その普及に努めている(水戸市指定文化財)。

これらは弘道館での教えを今に伝えているものである。

(6) 借楽園

偕楽園は天保 13 (1842) 年に開園した。徳川斉昭が偕楽園の開園理念を記した「偕楽園記」や偕楽園の正門といえる表門が残され、園内の諸門、竹林、大杉森、梅林等の景観や配置は現在も残されており、人々の修養の場として整備された偕楽園の真実性が保たれている。弘道館の学生と領民の修養の場であった好文亭は空襲で焼失したが、戦後に復元されて真実性を補完する役割を果たしている。

管理者は、廃藩置県後に茨城県次いで水戸市に変わり、再度茨城県へと変遷した。 大正 11 (1922) 年に史跡及び名勝に指定され、文化財保護法にのっとり、適切に管理 している。

ア 形状、意匠、材料、材質

偕楽園創設当時の建造物として、偕楽園の理念を示す「偕楽園記碑」のほか、表門や一ノ木戸門が現存する。また、太平洋戦争に伴う空襲により焼失した好文亭は、昭和29(1954)年に復元工事が施工された。修復に際しては大正11(1922)年の史跡・名勝指定時の状況に復元することを基本として、「斉昭自筆好文亭設計図」や明治期に作成した詳細な見取図(「好文亭平面図」)等の資料や古写真及び焼跡より採集された建具等の資料をもとに、当初材を用いながら施工された。また、平成23(2011)年の東日本大震災で被災したが、被災前の状態に修復した。

イ 用途,機能

現在でも近世同様,修養や憩いの場として市民に幅広く活用されている。休養に必要とされる,園内の好文亭,諸門,竹林,大杉森,梅林等の配置は引き継がれている。

ウ 位置、セッティング

偕楽園の位置は創設時から変わっていない。また、借景の重要な要素である、好文 亭からの眺望についても、眺望を損なわないよう保護措置が設定されるなど、確実に 維持・継承されている。

エ その他の内部要素、外部要素

偕楽園には、偕楽園記碑のほかにも、僊湖暮雪の石碑や、「好文亭」、「巧詐不如拙誠(こうさはせっせいにしかず)」の扁額、好文亭等の施設名により、教育遺産としての偕楽園の理念や思想などが示され、確実に継承されている。また、松平俊雄が編集した『常磐公園攬勝図誌』(明治 18(1885)年)では明治初期の偕楽園の様子が描かれており、近世の偕楽園の様子を知ることができる貴重な手がかりとなっている。

3.5 保護と管理に必要な措置

3.5.1 概要

各構成資産は、文化財保護法に基づき、それぞれ指定又は選定された特別史跡、史跡、名勝、重要伝統的建造物群保存地区に該当し、良好に保護されている。また、 緩衝地帯においては、上記と同様の保全措置を講じるとともに、景観法をはじめと した様々な法令や制度を用いて、適切な保全を図ることとする。

3.5.2 資産の保護措置

資産を構成する特別史跡,史跡,名勝に指定された記念物は,古社寺保存法(明治30 (1897)年制定),史蹟名勝天然記念物保存法(大正8(1919)年制定),国宝保存法(昭和4(1929)年)等の下に適切な保護が行われてきた。

また、昭和25(1950)年には、それらの諸法を統合・改革して、文化財保護法が制定され、それ以後、現在に至るまで、個々の構成資産は、この法律の下に万全な保護措置が講じられてきた。

各構成資産については、建造物、工作物、庭園及びそれらの跡、地下に埋蔵されている遺構・遺物など、その本質的価値を構成する諸要素を適切に把握し、それらをすべて含む範囲について、文化財保護法の下に国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、名勝、重要伝統的建造物群保存地区に指定又は選定している。指定又は選定された建造物及び工作物又は土地においては、国又は地方公共団体の許可なくそれらの現状を変更することはできない。

国宝又は重要文化財,特別史跡又は史跡,名勝の保存管理・修理・公開については,文化財保護法の定めるところにより,所有者又は管理団体が適切に行うことを原則としている(法第31条・第32条の2・第113条・第115条・第119条)。

国宝又は重要文化財に指定されている建造物の修理に際して、部材の痕跡調査などから判明した原形への復元などの現状変更等を行うときや、特別史跡又は史跡、名勝の指定地内において現状変更等を行うときは、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない(法第43条・第125条)。国宝又は重要文化財、特別史跡又は史跡、名勝の管理と修理に対しては、必要に応じて国が経費を補助し、技術的指導を行うこととしている(法第35条・第47条・第118条)。

重要伝統的建造物群保存地区において現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときや、特定された保存すべき建造物の修理に際して現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、関係する地区の保存条例に基づき、あらかじめ関係する市長及び教育委員会の許可を得なければならない。伝統的建造物の保存修理及び建築物の外観に対する修景については、関係する市町村が経費を補助し、技術的指導を行うこととしている。また、国及び都道府県は関係する市町村に対して経費の一部を補助し、技術指導を行うこととしている。

3.5.3 緩衝地帯の保全

現在、緩衝地帯の設定及び保全方法に関する検討を進めている。

3.5.4 包括的保存管理計画

現在、包括的保存管理計画策定に向けた検討を進めている。

3.5.5 保存管理体制

資産及びその周辺環境の現況の把握及び関係法令等の運用を適切に進めつつ,資産の保存活用及びその周辺環境の保全に係る事項について関係機関が協議を行う場として,水戸市・足利市・備前市・日田市で「教育遺産世界遺産登録推進協議会」を設置した。

また,関係法令等を所管する国の機関(文化庁・国土交通省)や関係都道府県(茨城県・栃木県・岡山県・大分県)は資産の保存活用及びその周辺環境の保全について助言を行う。

3.6 比較分析

3.6.1 比較分析の方針

3.2 に明示したように、本提案の顕著な普遍的価値は、「世界に類をみない階層を超えた教育」であるが、本提案と類似する資産との比較によって本提案の価値が際立っていることを証明するため、以下の比較項目を設定する。

- ア 身分・年齢・地域を超えた主体的な学び(教育理念)
- イ 漢学を基盤にした和洋におよぶ多様な学びの実現(空間と設備)※
- ウ 自然や地域と共生する環境(立地)
 - ※ 「イ 漢学を基盤にした和洋におよぶ…」では国外に相当する施設が存在しないため、国外の類似遺産との比較では、東アジア諸国は「漢学を基盤とする多様な学びの実現」、その他諸 国では「多様な学びの実現」と変換し、分析を行うこととする。

3.6.2 類似資産との比較分析

(1) 国外の類似資産

ア 抽出

緒言で論じているとおり、以下の①、②をともに満たすものを教育遺産とすると、令和 2 (2020)年 6 月現在、世界遺産一覧表に記載されている遺産 1,121 件、及び暫定一覧表に記載されている遺産 1,736 件の中に該当するものは存在しない。そこで、①又は②に関連する遺産を教育関連遺産として表 3-1 のように 18 件を抽出した。さらに、本提案の特性をより明瞭にするため、これら教育関連遺産から本提案に近い性格をもつ遺産として表 3-2 のように 11 件を厳選し、分析・考察の対象とした。

- ① 教育に本質的に関わる「場」、およびそれと不可分の環境が有形的価値を保ち、その教育的価値によって構成資産として位置づけられること。
- ② 構成資産で展開された教育が文化と学術の歴史、精神史、教育史において、普遍的な文化的価値を有すること。

表 3-1 国外の教育関連遺産一覧(18件)

		国名	種別	資産名	登録年	登録基準	該当	項目
		84	1主 カリ	東 座石	立虾干	立外签午	1	2
	1	ドイツ	文化	マウルボロン修道院の建造物群	1993	(ii)(iv)		
	2	中国	文化	廬山 (ろざん) 国立公園	1996	(ii) (iii) (iv) (vi)	Δ	0
	3	スペイン	文化	アルカラ・デ・エナレスの大学	1998	(ii)(iv)(vi)	0	
	J			と歴史地区				
	4	中国	複合	武夷山 (ぶいさん)	1999	(iii)(iv)(vii)(x)	Δ	0
	5	オーストリア	文化	ヴァッハウ渓谷の文化的景観	2000	(ii)(iv)		
世界遺	6	メキシコ	文化	メキシコ国立自治大学 (UNAM)	2007	(i) (ii) (iv)	0	
産				の大学都市の中央キャンパス				
覧表	7	中国	文化	河南登封(かなんとうほう)の	2010	(iii)(iv)	Δ	
- 3 X		14.		文化財"天地之中"		/m > / >		
	8	韓国	文化	韓国の歴史的集落群:河回と良 洞	2010	(iii)(iv)		
				コインブラ大学-アルタとソフィ				
	9	ポルトガル	文化	r	2013	(ii)(iv)(vi)	0	Δ
	10	インド	文化	ナーランダ・マーハヴィハラの考古遺跡	2016	(iv)(vi)		Δ
	11	韓国	文化	書院-韓国の性理学教育機関群-	2019	(iii)	0	Δ
	12	オーストリア	文化	クレムスミュンスター修道院	1994	(i) (ii) (iii) (iv)	Δ	
						(vi)		
	13	ドイツ	文化	フランケ財団の建造物群	1999	(iii)(iv)(vi)	0	
世界	14	ベルギー	文化	ルーヴァン、大学の建物、歴史	2002	(ii)(iii)(iv)(vi)	0	
遺				的中心地における 600 年間の遺				
産				産				
宣定一	15	キューバ	文化	キュバナカン,国立の芸術学校	2003	(i) (ii) (iii) (iv)	0	
覧表			,	群		(v)		
	16	アイルランド		中世初期の修道院遺跡群	2010	(iii)(iv)(vi)	Δ	
	17	シエラ・レオネ	文化	旧フォーラー・ベイ・カレッジ	2012	(iii)		
	10	1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	+ /l>	の建造物群 テヘラン大学	2017	(::)(:-)		
	18	イラン	文化	ノンノイ八子	2017	(ii)(iv)	0	

みられる○ 部分的にみられる△

該当項目 ① 教育に本質的に関わる「場」、およびそれと不可分の環境が有形的価値を保ち、その教育 的価値によって構成資産として位置づけられること。

② 構成資産で展開された教育が文化と学術の歴史,精神史,教育史において,普遍的な文化的価値を有すること。

表 3-2 比較対象とする国外の教育関連遺産一覧(11件)

		国名	資産名
	1	中国	廬山国立公園
世	2	スペイン	アルカラ・デ・エナレスの大学と歴史地区
世界遺産	3	中国	武夷山
_	4	メキシコ	メキシコ国立自治大学(UNAM)の大学都市の中央キャンパス
覧表	5	ポルトガル	コインブラ大学-アルタとソフィア
	6	韓国	書院-韓国の性理学教育機関群-
#	7	ドイツ	フランケ財団の建造物群
世界遺産暫定	8	ベルギー	ルーヴァン,大学の建物,歴史的中心地における 600 年間の
産			遺産
是	9	キューバ	キュバナカン,国立の芸術学校群
覧表	10	シエラ・レオネ	旧フォーラー・ベイ・カレッジの建造物群
衣	11	イラン	テヘラン大学

中国,韓国,日本,ベトナムの東アジア諸国は,中国発祥である儒学と漢字文化が普及した地域であり,儒学と漢学の影響という点では本提案に近い特性をもつ。そのため,まず東アジア諸国の教育関連遺産群と近世日本の教育遺産群を比較して相違を明らかにしたうえで,他の国外の資産との比較・検討を行う。

イ 比較分析

① 東アジア諸国

東アジア諸国において、本資産に一部類似し、比較研究の対象とすべき資産は、中国の「盧山国立公園」、「武夷山」と韓国の「書院一韓国の性理学教育機関群ー」の3遺産である。

このなかで、本提案に近い性格を持つのは「書院-韓国の性理学教育機関群ー」である。同遺産の構成資産である陶山書院をはじめとする9件の書院は、風光明媚な土地に立地し、自然や周辺環境と調和していた。朝鮮王朝では、儒教が国教化され、都市や集落形成にも儒教思想(風水思想)が反映されており、書院はその重要な構成要素となっていた。そのため、儒学を中心とする学問の場として重要な位置を占めていたという共通性がある。

また、創設当初は自由な学問塾としての性格を有し、地域のリテラシーの向上に大きな役割を果たした。さらに、出版活動が行われるとともに、多くの書籍を所蔵して、地域の人材の育成や文化活動のネットワークとなった。こうしたことから、一時期は「身分・年齢・地域を超えた主体的な学び」とも共通する性格を有していた。

しかし,「書院」の世界遺産としての評価は,李氏朝鮮国内で性理学という新儒学を

学び究めるための施設であるという点においてなされる。そのため、儒学を含む和漢 洋の学問や教場外の活動も含めた総合的な学びの場を含めた本提案の中心的な価値で ある「多様な学びの実現」とは異なる価値を有する。

さらに、時代が経つにつれ、これら書院は科挙試験を志す知識人層のものとなり、 そこで学ぶことができるのは両班と呼ばれる特権階級に限られた。これは、本提案の 「身分・年齢・地域を超えた主体的な学び」と異なる性格である。

また、韓国の場合、模範となる儒学者や人物である先賢の祭祀を重視するが、本提案では儒礼を行わなかった資産も含めて教育の広がりを重視するので、両者は異なる性格といえる。

このような教育における限定的特性は、残る2資産にも共通する。「廬山国立公園」は、朱熹が活動した首鹿洞書院があり、「武夷山」には同じく朱熹が講話を行った武夷精舎があった。ともに豊かな自然に囲まれた場所に立地し、本提案が有する「自然や地域と共生する環境」と共通する性格を有している。しかし、元代には政府が管理するところとなり、科挙試験の予備校となって、「身分・年齢・地域を超えた主体的な学び」や「多様な学びの実現」とは異なる性格を有していた。

表 3-3 東アジア諸国の教育遺産・教育関連遺産との比較

		14 Dri	資産名		比較項目		
	国名	種別			1	ゥ	
世界遺産	中国	文化	廬山国立公園			\triangle	
_	中国	複合	武夷山			Δ	
覧表	韓国	文化	書院-韓国の性理学教育機関群-	Δ	Δ	0	

※東アジア諸国の暫定一覧表には、比較検討すべき類似遺産は確認できない(令和2年 6月現在)。

みられる○ 部分的にみられる△

比較項目 ア 身分・年齢・地域を超えた主体的な学び(教育理念)

- イ 漢学を基盤とする多様な学びの実現(空間と設備)
- ウ 自然や地域と共生する環境(立地)

② その他諸国

東アジア諸国以外では、「アルカラ・デ・エナレスの大学と歴史地区」、「メキシコ国立自治大学(UNAM)の大学都市の中央キャンパス」、「コインブラ大学―アルタとソフィア」、「フランケ財団の建造物群」、「ルーヴァン、大学の建物、歴史的中心地における 600年間の遺産」、「キュバナカン、国立の芸術学校群」、「旧フォーラー・ベイ・カレッジの建造物群」、「テヘラン大学」の8資産を比較対象とする。

「アルカラ・デ・エナレスの大学と歴史地区」は、マドリッドの東約 30km にある大学を中心として設計・建設された最初の都市であり、ヨーロッパやアメリカにおける

大学都市のモデルとなった遺産である。教育関連遺産というよりは都市として評価されている。また、大学創設の目的は教会とスペイン帝国の事務官を養成することであったことから、自由に学校に通い学ぶことができる「身分・年齢・地域を超えた主体的な学び」の場は形成されていなかった。

「メキシコ国立自治大学(UNAM)の大学都市の中央キャンパス」は、メキシコ国立自治大学はメキシコの首都メキシコシティにあり、スペイン統治下の 1551 年創設というラテンアメリカで2番目に古い歴史をもつ総合大学である。メキシコ革命後の近代化運動を反映する都市建設の好例といわれる。また、政府の支援もあってほとんど授業料がかからず、社会的弱者にも開かれた大学であり、「階層を超えて学ぶ場」という本提案と共通する特徴を有する。しかしながら、提案にあたっては、20世紀に建てられた学校建築や壁画等の芸術作品において顕著な普遍的価値を有するとしている。

「コインブラ大学一アルタとソフィア」は、ヨーロッパ最古の大学のひとつで、長らくポルトガル唯一の大学として施設に固有の伝統と文化的特徴を有する。大学の機能が都市の建築の発展に影響を与えており、大学と都市が共生している点が認められている点から、本提案が有する「自然や地域と共生する環境」と共通する特徴を有する。一方で、ポルトガル史の重要な段階を物語る建造物であることが OUV (顕著な普遍的価値)として評価されている。また入学できるのは、修道士や社会的エリート層に限られており、「身分・年齢・地域を超えた主体的な学び」の場とは異なっていた。

「フランケ財団の建造物群」は、アウグスト・ヘルマン・フランケが 1695 年に創設した学校を起源とする建造物群である。17 世紀から 19 世紀にかけての中央ドイツにおける代表的な建造物群で、ドイツ啓蒙主義の中核として栄えた。財団は複数の学校を作り、多くの国から学習者が訪れる教育機関へと発展した。これは本提案の「身分・年齢・地域を超えた主体的な学び」に通じる部分があるが、顕著な普遍的価値を有すると認められたのは、啓蒙主義の中核であるという点と、中央ドイツの代表的な建造物群であって、教育遺産としてではない。また、中央ドイツの地に一財団が建設した機関であり、教育遺産群として一国レベルの大衆的な広がりをもつものではない。

「ルーヴァン,大学の建物,歴史的中心地における600年間の遺産」の構成資産であるルーヴァン・カトリック大学ほかの大学は、ルーヴァン市内に600年間存在し、市内の都市計画と密接な関わりを持ちながら発展してきた。教育遺産というよりは都市として000が評価されている。

「キュバナカン,国立の芸術学校群」は1962年に芸術家の育成のために設立された芸術学校であり、校舎はキューバ建築を代表する芸術的価値を持つ。キューバの教育制度では大学まで授業料が無料であり、同校では階層を超えて主体的に学ぶことができる環境が整っている。しかし、芸術を中心に学ぶ大学であり、顕著な普遍的価値を有するとされるのは教育遺産としてではなく、芸術的価値を持つキューバ建築である。

「旧フォーラー・ベイ・カレッジの建造物群」はシエラレオネの首都フリータウンの東端に位置し、サハラ以南のアフリカで最初の高等教育機関として 1827 年に創設された。同校は、アフリカの西洋文明を広めるためのキリスト教の慈善家側の理想主義を追求するために創設された。植民地に設けられ、主に入植者を対象とした大学で

あるとともに、キリスト教の主義を広げることが目的であった。

「テヘラン大学」は、1934年に設立されたイランの最初の高等教育センターで、現在25の学部、9つのキャンパス、11の研究センターで構成されている。イランの他の大学のモデルであり、テヘラン市の形成と発展に重要な役割を果たしてきた。同大学の建造物は、ペルシャ様式とヨーロッパ様式の融合である現代建築を中心に、顕著な普遍的価値を有するとみられている。

以上のことから、いずれの資産も、建造物や都市といった面から顕著な普遍的価値を示している。いずれも教育遺産としてではなく、文化財的価値の顕著な遺産が、教育施設としての用途を持っていたケースだといえる。また、教育関連遺産という側面からみても、本提案が示す「身分・年齢・地域を超えた主体的な学び」という性格をもつ資産は、近代に成立した大学では確認できるものの、近世という時代において、階層を超えて主体的に学ぶことができた本提案は世界でも極めて珍しい事例であると強調することができる。

表 3-4 その他諸国の教育関連遺産との比較

	国名	種別	資産名		較項	1
	四石	性 加			1	ウ
世界	スペイン	文化	アルカラ・デ・エナレスの大学と歴史地区		Δ	0
界遺産	メキシコ	文化	メキシコ国立自治大学(UNAM)の大学	^		\wedge
_	– * * * * * * *		都市の中央キャンパス			
覧表	ポルトガル	文化	コインブラ大学-アルタとソフィア		Δ	0
世	ドイツ	文化	フランケ財団の建造物群	Δ	Δ	
世界遺産暫定	ベルギー	文化	ルーヴァン,大学の建物,歴史的中心		\wedge	
産暫	· \/\D-\/	又化	地における600年間の遺産			
定一	キューバ	文化	キュバナカン,国立の芸術学校群	\triangle		
覧表	シエラ・レオネ	文化	旧フォーラー・ベイ・カレッジの建造物群		0	
22	イラン	文化	テヘラン大学		0	Δ

みられる○ 部分的にみられる△

比較項目 ア 身分・年齢・地域を超えた主体的な学び(教育理念)

- イ 多様な学びの実現(空間と設備)
- ウ 自然や地域と共生する環境(立地)

表 3-5 世界遺産一覧表に記載された東アジア諸国の教育関連遺産

	表に配載された果アジア語	
資産名	構成資産	概要
廬山国立公園	・文化遺産(新石器時代の巨大集落「周天朝と大生朝との一方ででは、 一方では、 一方では、 一方ででき、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方ででは、 一方でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・廬山は、中国文化の精神的中心地であり、豊かな自然環境の中で優れた学者により儒学教育が展開され、中国の精神的・文化的生活に大きな影響を及ぼした(評価基準(ii))。 ・廬山の文化遺産は、紀元前4世紀から20世紀に至る、考古学遺跡、石碑、歴史的建造物、中国人と外国人の別荘等、多くの資産で構成され、それらは中国の精神的・文化的生活の存在を伝承する物証である(評価基準(iii))。 ・廬山の自然環境と建造物は、中国の精神的・文化的生活を代表する顕著な見本である(評価基準(iv))。 ・廬山の自然環境と建造物は、思想家や学者、芸術に関いたかなない。
武夷山	体,別荘) ・漢代の都市や新儒 学(宋学)の誕生に関 連する多数の寺院・紫 陽書院を含む考古学 遺跡(文化遺産分のみ 記載した。)	家,作家たちを魅了した(評価基準(vi))。 ・武夷山は、紀元前1世紀に建国された漢代の都市や紀元後11世紀に誕生した新儒学(宋学)の存在を伝承している(評価基準(iii))。 ・武夷山は、新儒学(宋学)発祥の地であり、東アジア・東南アジア諸国の体制や、世界中の哲学や政治学に影響を与えた(評価基準(vi))。 ※(vii)(x)は省略
河南登封の文化財"天地之中"	・太室闕と中岳廟,少室闕, 啓母闕, 崇岳寺塔, 少林寺建築群, 会善善院, 周公善書院, 周公割景台と観星台	・天地の中心という天文学的思想は、皇帝の権力、 天地の中心に首都を設立すること、そして自然の象 徴である嵩山とそれに関連した中国王朝による儀 式や儀礼と非常に密接な関連性を持ち、中国皇帝の 権力と結びついてきたことを示す物証である(評価 基準(iii))。 ・登封地区に神聖な建造物と非宗教的な建造物が 集中していることは、1500年にわたる王朝による 供儀と財政的支援を継続させた神聖な山と関連し ており、中国文化において傑出した重要性を持つ。 また、仏教建築は、神聖な山である嵩山と共生し、 実質的な関連性を持つ(評価基準(vi))。
集落群:河回と 良洞	・氏族集落 (氏族長の 邸宅,一族のための立 派な木造住宅,社殿, 教室,講堂,書院(花 川書院・屏山書院・玉 山書院・東江書院),庶 民が暮らした茅葺き 屋根の住宅)	・河回と良洞は、14世紀から15世紀にかけて形成された韓国で最も代表的な歴史的氏族集落である。その立地と配置は、朝鮮王朝初期の儒教主義という文化的伝統の稀有な物証である(評価基準(iii))。・河回と良洞の両班と庶民の家の複合体という集落の構成全体が、朝鮮王朝の儒教主義社会の教訓を反映している(評価基準(iv))。
書院 - 韓国の性理学教育機関群-	・9つの書院(紹修書院,南渓書院,玉山書院,陶山書院,筆岩書院,屏山書院, 所,道東書院,屛山書院,遯巖書院,武城書院)	・書院は韓国の新儒教に関連する文化的伝統を証明する物証である。 書院はその機能・計画・および建築の特徴から、中国から導入された新儒教が朝鮮半島の実情に合わせて変化しながら根差していく過程を示す稀有な物証である(評価基準(iii))。

表 3-6 世界遺産一覧表に記載されたその他諸国の教育関連遺産

資産名	構成資産	概要
マウルボロン 修道院の建造 物群	・マウルボロン修道 院	・1147年に修道院として設立。ロマネスク様式からゴシック様式への移行的な様式で建てられ、中央および北部ヨーロッパの移行期の様式を示す建造物である(評価基準(ii))。 ・貯水池と水路の広範な水管理システムが存続しており、ヨーロッパにおける修道院の様式を良く残している(評価基準(iv))。 ・1504年、周辺領主ヴュルテンベルク公が修道院を占拠して狩猟小屋を立てた。半世紀後に修道院な「マウルボロンとブラウボイレンの福音主義神学校」として知られるプロテスタントの神学校に明け渡された。
アルカラ・デ・ エナレスの大 学と歴史地区	・アルカラ大学とその周辺の歴史地区	・アルカラ・デ・エナレスは、大学を中心とした都市として設計され、単独で建設されたスペイン最初の都市である。ヨーロッパやアメリカにおける大学を中心とした都市のモデルとしての役割を果たし、西欧諸国や北米の大学都市の設計に重要な影響を与えた価値観の交流を示す(評価基準(ii))。・神の都市(シビタス・デイ)という理想都市の概念は、初めてアルカラ・デ・エナレスに与な、でが、でから世界各地に広と、物質的な表現であり、そこから世界各地に広と、で行われた言語学の進歩、特にスペイン語の記述において、アルカラ・デ・エナレスの人類の知的発展への貢献は、シビタス・ディの具現化において、そこで行われた言語学の進歩、特にスペイン語の記述においてそこで行われた言語学の進歩、特にスペイン語の記述において、シビタス・ディの具現化において、これに対しておいて、対応の最高傑作、「ドン・キホーテ」と直接的関連性がある(評価基準(vi))。
ヴァッハウ渓谷の文化的景観	・ヴァッハウ渓谷,ド ナウ川,メルク修道 院,デュルンシュタイン修道院	・長い時間をかけて発展し、山々に囲まれた川の風景を伝える(評価基準(ii))。 ・建築,都市計画、そして土地の農業利用の様子は、時間をかけて有機的かつ調和的に発展してきた先史時代から中世までの風景を伝えている(評価基準(iv))
メキシコ国立 自 治 大 学 (UNAM)の大学 都市の中央キ ャンパス	・オリンピックスタジアム,計40の学部・研究所,文化センター,生態系の保全区域,中央図書館,博物館,学長塔	・20世紀に60人以上の専門家がマスタープランの枠組のもと共同作業によって創出し、社会的・文化的価値において普遍的意義を持つ近代建築の傑作である(評価基準(i))。 ・近代建築、地域色の両面が創造的に統合された20世紀以来の最も重要な建築思想に影響を与えたメキシコ起源の最後の2建築である(評価基準(ii))。・一人一人の人生の内容の質や社会的にみた生活の質の顕著な改善を提供することと実質的な関連がある、近代建築と都市主義が提唱する原則が完全に適用された数少ないモデルの一つである(評価基準(vi))。

コインブラ大 学とアルタと ソフィア	・アルタの大学キャ大学の大学、アルタの大学、おります。 アス (パコママ マリアス (水域) アリス (水域) アリス (水域) アルメデナ で変した (大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大	・コインブラ大学は、言語伝統に対して、標準語奨励を行い、ポルトガル語の形成や統合において重要な影響を与えた(評価基準(ii))。 ・コインブラ大学は、ヨーロッパ最古の大学のひとつで、施設に固有の伝統と文化的特徴を有する。また、大学と都市とが共生し、大学の機能が都市の建築の発展に影響を与え、ポルトガル史の重要な段階を物語る建造物である(評価基準(iv))。・コインブラ大学は、独裁政権の崩壊や植民地崩壊に携わった知的エリートを多数輩出し、彼らの思想形成と直接的関連性がある(評価基準(vi))。
ナーランダ・マ ー ハ ヴィ ハ ラ の考古遺跡	・11 棟の寺院,僧(房)院,仏塔,図書館,庭園,道路等	・仏教美術や仏教教義の世界を学ぶ僧院兼教育施設の場としてだけでなく、芸術・宗教・建築・彫刻の歴史の中でも特別な土地であり、5世紀以降、中国や韓国等、東アジア諸国の留学僧を惹きつけたことを伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である(評価基準(iii))。・11棟の寺院、僧院(房)、仏塔、図書館、庭園、道路等から構成される発掘遺構は、そこで教えられていた仏教の教学や文法、論法、天文学、思弁哲学、薬学、哲学等と直接的関連がある(評価基準(vi))。

表 3-7 世界遺産暫定一覧表に記載されたその他諸国の教育関連遺産

資産名	構成資産	概要
	・クレムスミュンス ター修道院(「数学の 塔」)	・普遍的な教育機関として機能したクレムスミュっては非常に重要であった(評価基準(i))。 ・著名なイタリアと地元のツク様式の無池のでは非常に重要であった(評価基準(ii))。 ・著名などによって、がな非常に興味深いの無池のでは非常に重要であった(評価基準(ii))。 ・8世紀にからがなまでは、一下のような非常に動きをといるとは、がいると、での時間をでは、一下のでは、一下のでは、一下のでは、一下のでは、一下のようながでは、一下のは、一下のは、一下のは、一下のは、一下のは、一下のは、一下のは、一下の

フランケ財団 の建造物群	・中庭を持つ歴史的建造物 (孤児院,図書館,イングリッシュハウス,鷲の建物,ニューマグダレインハウス,ロングハウス等)	・ハレ県のフランケ財団は、アウグスト・ヘルマン・フランケによって広められた「ハレの敬虔主義」の存在を伝承する物証として無二の存在である(評価基準(iii))。 ・フランケ財団の建造物群は、17世紀から19世紀にかけての中央ドイツにおける建築の顕著な見本である(評価基準(iv))。 ・フランケ財団の建物群は、フランケが広めた思想「ハレの敬虔主義」を表した作品であり、その思想と直接的な関連性がある(評価基準(vi))。
ルーヴァン,大 学の建物,歴史 的中心地にお ける600年間の 遺産	・ルーヴァン市における 600 年間の大学建物 (アンシャンレジーム下の大学, 州立大学, カトリック大学, ルーヴァン・カトリック大学)	・アンシャン・レジーム下の大学では、国外留学生が歓迎され、ラテン語・ギリシャ語・ヘブライ語の3ヶ国語を用いた教育がなされ、価値観の交流を示すものである(評価基準(ii))。・600年間の大学の歴史的変遷を伝承する物証として無二の存在である(評価基準(iii))。・ベルギーにおける最古の大学建築であり、ベルギーの大学建築を代表する顕著な見本である(評価基準(iv))。・大学の建物は、600年の間、大学において教えられていた神学・教会法・医学・教育学・物理学・力学・天文学・法学・生物学・細菌学・応用科学・実験心理学・哲学等の学問と実質的な関連がある(評価基準(vi))。
キュバナカン, 国立の芸術学 校群	・キューバ国立芸術学校群(美術・音楽・バレエ・演劇・現代舞踊と民俗舞踊の分野)	・キューバ国立芸術学校群は人類の創造的才能を表す傑作である(評価基準(i))。 ・煉瓦とカタロニアで、建築の発展に重要が選別であるである(評価基準では、まって、主要のである(評価基準では、まって、主要を与えた価値観の交流を示すものである(評価基準では))。 ・キューバ国立芸術学校群は、現代キューが美術の歴史を形成した同学校の卒業生を伝承するのである(評価基準(ii))。 ・大原区をカタロニアで、大変、とのの重要が、主要を明学校群は、国際的に非常に定評のあるで、主要、を代表する顕著な見本である(評価基準で、)。 ・キューバ建築を代表する顕著な見本である(評価基準で、)。 ・キューバは、関係出したキューが、対理等を代表する顕著な見本である(評価基準で、))。 ・キューバは、関係出したキューバは、関係ので、対したが、対したものが、対したが、対したものが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対した
中世初期の修 道院遺跡群	・6つの修道院遺跡 (クロンマックノイ ズ, ダロウ, グレンダ ルー, イニス・セアル トラ, ケルズ, モネス ターボイス)	・ヨーロッパの教育と芸術的発展に重要な役割を果たしたケルト教会の文化的伝統と歴史を具現する物証として無二の存在である(評価基準(iii))。・6つの構成資産は、ケルト族のアイルランドの先キリスト教時代の主要遺跡に由来する独特の集落パターンを有し、その後鉄器時代の数世紀にわたり発展を遂げた中世初期の修道院都市の顕著な見本である(評価基準(iv))。・6つの構成資産は、ケルト文化の学習、教育、教化と直接的な関連がある(評価基準(vi))。
旧フォーラー・ ベイ・カレッジ の建造物群	旧フォーラー・ベイ・ カレッジを構成する 建造物群	・旧フォーラー・ベイ・カレッジは、アフリカにおける西洋文明の出現と拡散の顕著な物証である。旧フォーラー・ベイ・カレッジは一世紀の間、西洋による統治の概念・宗教・政治組織・公共サービス・官僚機構の移転を実験するための研究所であった。また、旧フォーラー・ベイ・カレッジは、西アフリ

		カの他の地域にキリスト教を導入した初期のキリ
		スト教宣教師を生み出した。さらには今日の市民社
		会グループや政党を組織した先駆者となる西アフ
		リカで最も初期の指導者をも輩出した。旧フォーラ
		ー・ベイ・カレッジは、西洋型の専門家と公共の行
		政官の最も初期の世代を生み出した物証である(評
		価基準(iii))。
		・テヘラン大学の建築様式は、ヨーロッパの建築か
		らインスピレーションを得ており,近代建築の概念
		と結びついている。同大学は,西洋文明と新科学と
		のつながりにおいて,この大学を主要な拠点にし,
		イランと西洋の融合を示している(評価基準(ii)) 。
		・テヘラン大学とその建築の主要な空間構成・建物
		配置は, 西洋の建築と特別な様式を示すペルシャの
		伝統的な建築の組合せである。イランの伝統的建築
	テヘラン大学のキャ	を反映したイランの現代建築の出現は、建築家や建
テヘラン大学	ンパスと建造物群	築家の高い知識を証明している。同大学の最古の建
		物は、カジャール時代初期に建てられ、優れた絵画
		装飾が施されているカラジュのソレイヤニエ宮殿
		である。同大学の建物は、1遷移段階、2移行段階、
		3現代段階というペルシャ建築の3つの重要な段
		階を示している。ペルシャ建築のこれらの段階は、
		計画、ファサード、建築のディテールにおいて、ペ
		ルシアとヨーロッパのスタイルが混在した現代建
		楽の優れた集合体である (評価基準 (vi)) 。
	1	朱∨皮(ル / / / / / / / / /

ウ 国外類似遺産との比較分析のまとめ

東アジア諸国の教育遺産・教育関連遺産と比較した場合,本提案とは儒学を根幹として学校が創設されたという共通点がある。しかし,本提案では「身分・年齢・地域を超えた主体的な学び」の場が設けられていたのに対し,他国の遺産では,科挙試験のための予備学校という性格を強めていた。本提案が有する(ア:教育理念),(イ:空間と設備),(ウ:立地)の特性すべてを満たす遺産は見られない。

東アジア以外の諸国の教育関連遺産については、いずれも教育以外の文化的価値が評価されており、比較項目(r),(d),(d) すべてを満たす資産は確認されなかった。

教育の場としての普遍的価値を伝える本提案はこれらとは明らかに異なる特徴をもつ。

(2) 国内類似資産

ア 抽出

我が国の世界遺産に教育遺産は存在しない。しかし、世界遺産には登録されていないものの、前記の①、②(\rightarrow P93)をともに満たす本提案と近い性格を有すると思われる類似資産が存在する。そこで、文化庁「国指定文化財等データベース」等を参照し、**表 3-8** の類似資産 18 件を抽出し、さらに、指定種別(特別史跡)、完全性、真実性、敷地・区画割の残存状況を考慮して分析を進め、最終的に**表 3-9** の資産8件に対して、(ア)、(イ)、(ウ)の比較項目について、検討を加えた。

表 3-8 日本国内の類似資産一覧

No.	資産名	指定種別	分類	所在地
1	旧有備館および庭園	史跡・名勝	郷校(郷学)	宮城県大崎市
2	旧致道館 (ちどうかん)	史跡	藩校	山形県鶴岡市
3	湯島聖堂	史跡	官立(官営)	東京都文京区
4	旧文武学校	史跡	藩校	長野県長野市
5	進徳館	史跡	藩校	長野県伊那市
6	旧崇廣堂(すうこうどう)	史跡	藩校	三重県伊賀市
7	本居宣長旧宅, 同宅跡	特別史跡	私塾	三重県松阪市
8	旧豊宮崎文庫(とよみやざきぶんこ)	史跡	郷校(郷学)	三重県伊勢市
9	旧林崎文庫	史跡	郷校(郷学)	三重県伊勢市
10	藤樹書院跡	史跡	私塾	滋賀県高島市
11	伊藤仁斎(古義堂)跡ならびに書 庫	史跡	私塾	京都府京都市
12	緒方洪庵旧宅および塾	史跡	私塾	大阪府大阪市
13	旧岡山藩藩学	史跡	藩校	岡山県岡山市
14	廉塾ならびに菅茶山旧宅	特別史跡	郷校(郷学)	広島県福山市
15	旧萩藩校明倫館(めいりんかん)	史跡	藩校	山口県萩市
16	松下村塾	世界文化遺産, 史跡	私塾	山口県萩市
17	シーボルト宅跡	史跡	私塾	長崎県長崎市
18	多久聖廟	史跡	郷校(郷学)	佐賀県多久市

※いずれも国指定の文化財

表 3-9 国内の類似資産との比較

No.	資産名	比較項目		
No.	具性句		1	ڻ
1	旧有備館および庭園		Δ	\triangle
2	旧文武学校		0	\triangle
3	進徳館		Δ	
4	本居宣長旧宅, 同宅跡	Δ		
5	旧林崎文庫			0
6	廉塾ならびに管茶山旧宅	0	Δ	
7	旧萩藩校明倫館		Δ	0
8	松下村塾	0	Δ	

表 3-10 近世日本の教育遺産群の特徴

No.	資産名	項目		
		ア	1	ウ
1	足利学校	0	Δ	0
2	閑谷学校	0	Δ	0
3	咸宜園・豆田町	0	Δ	0
4	弘道館・偕楽園	Δ	0	0

みられる○ 部分的にみられる△

比較項目 ア 身分・年齢・地域を超えた主体的な学び(教育理念)

イ 漢学を基盤にした和洋におよぶ多様な学びの実現(空間と設備)

ウ 自然や地域と共生する環境(立地)

イ 比較分析

「旧有備館および庭園」は、もとは仙台藩伊達家一門である岩出山伊達家2代伊達宗敏の隠居所として整備されたとされ、正徳5(1715)年に4代村泰が庭園を整備したと伝わる。その後嘉永3(1850)年~5年頃の10代邦直の時代に、家中子弟の教育所として整備された。本来伊達家の居宅として使用されていたことから、本提案とは異なる性格を有する。

「旧文武学校」は安政 2 (1855)年に松代藩 主真田幸教が創設した藩校である。建設当時



写真 3-7 旧文武学校

の建造物がほぼ現存する貴重な教育遺産であるが,弘道館の運営を規範としており,本提案の影響力を裏付けるものである。また、明治以降は近代学校として活用されることから、近代学校への過渡期的存在であるといわれ、近代の教育遺産としての価値も有する。

「旧進徳館」は、万延元(1860)年、高遠藩主内藤賴置が創設した藩校である。 建造物が良く残っているが、本提案と比べ小規模である。また、特別史跡名勝天然 記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の「四 学校・研究施設・文化施設・その 他教育・学術・文化に関する遺跡」ではなく「二 都城跡・国郡庁跡・城跡・官公 庁・戦跡その他政治に関する遺跡」に基づき史跡「高遠城跡」の一部として国史跡 に指定されており、城郭の一部としての価値を有する。

「本居宣長旧宅,同宅跡(鈴屋)」は,宣長が12歳から72歳で没するまで60年間にわたって暮らした家で,2階の書斎を「鈴屋」と呼び,門人と国学を専念して学んだ。明治42(1909)年に,現在地に移築・復元されていることから,完全性と

真実性を説明するのが困難であり、また、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の「四学校、研究室、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡」ではなく「八旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類」として特別史跡に指定されており、教育遺産とは異なる性格を有する。

「旧林崎文庫」は貞享3(1686)年,外宮の豊宮崎文庫に並ぶ文庫として,幕府から下賜金をもらい,伊勢の宇治会合衆が「内宮文庫」として創設した。元禄3(1690)年に,林崎に移転して「林崎文庫」と改称した。書籍の収集・収蔵,祀官子弟の教育を行い,文化的交流の場として明治まで利用された。講堂と神庫が当初の状態を保っているが,祀官子弟の教育という特定の人々のための教育施設という性格をもち,本提案とは異なる価値を有する。

「廉塾ならびに菅茶山旧宅」は、儒学者菅茶山が創設した郷校(郷学)と、その旧宅から構成されている。当初は黄葉夕陽村舎という私塾であったが、福山藩の管理する郷校(郷学)となって名を廉塾と改めた。塾の名声は全国に広がり、身分に関係なく入学できた。講義は儒学中心で、入門者にあわせて難易度を変えたという。講堂や寮舎等往時の建造物が残されているが、一部保存状態に課題があり、所在地の福山市で修理・整備が計画されている。

「旧萩藩校明倫館」は、享保3(1718)年、萩藩主毛利吉元が萩城三の丸に創設し、 嘉永2(1849)年に萩城下の江南に移転した。遺構は良く残っているが、校舎の有 備館や聖廟等、往時の場所から移築された建造物がある。また、現在は同地に旧明 倫小学校が保存・整備され、近代の教育遺産としての性格をもつことから、本提案 とは異なる価値を有する。

「松下村塾」は、長州藩士玉木文之進が自宅に創設し、玉木の甥である吉田松陰が継承した。日本の私塾では唯一「明治日本の産業革命遺産 製鉄、製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として世界文化遺産に登録されている。日本の近代化・産業化に貢献した人材を輩出したという位置づけであり、本提案とは異なる価値を有する。

なお、「学園都市」という観点から、豆田町との比較について、国内の資産を確認 したが、咸宜園ほどの著名な私塾と密接な関わりがあり、なおかつ保存状況が優れ ている類似資産は存在しなかった。



写真 3-8 旧萩藩校明倫館



写真 3-9 松下村塾

表 3-11 日本国内の類似資産の概要

No.	資産名	備考
1	旧有備館及び庭園	・もとは仙台藩伊達家一門である岩出山伊達家2代伊達宗敏の隠居所として整備されたとされる。 ・正徳5 (1715) 年に4代村泰が庭園を整備したと伝わる。 ・嘉永3 (1850) 年~5年頃の10代邦直の時代に、家中子弟の教育所として整備された。 ・伊達家当主が時折講義に臨むための場所であった「御改所(主屋)」とその附属屋がその姿を伝える。 ・回遊式の大名庭園を残し、名勝としての価値もある。 ・御改所は東日本大震災で倒壊し、現在は復旧。
2	旧致道館	・文化2 (1805) 年,庄内藩主酒井忠徳が創設。文化13年移転・拡大。 ・徂徠学を教学とし,自主性を重んじる教育方針で,各自の天性に応じ長所を伸ばすことに主眼がおかれる。 ・水戸藩弘道館開館後に水戸に人を遣わし,藩校運営を参考にした。 ・現在は表御門,聖廟,講堂,御入間等が残っており,藩校建築として現存するものとしては東北地方唯一のもの。
3	湯島聖堂(昌平坂学 問所)	・寛永 7 (1630) 年,幕府大学頭林家が与えられた孔子廟や塾舎が起源。 ・5 代将軍徳川綱吉が湯島に移し,元禄 4 (1691) 年に湯島聖堂を竣工する。 ・隣接する坂を「昌平坂」と命名したことから,「昌平黌」と称される。寛政 9 (1797) 年,林家の手を離れて幕府直轄の昌平坂学問塾となり,旗本,御家人やその子弟を教育する施設となる。 ・関東大震災で,入徳門と水屋以外の建物が焼失。その後,大成殿(孔子廟)が再建された。
4	旧文武学校	・松代藩主真田幸貫が創設を計画し、安政2(1855)年、息子の幸教が創設。 ・藤田東湖に藩校運営に関する資料を照会して、弘道館の運営を模範とする。 ・藩校としては珍しく、儒学を排除した学校。 ・近代学校への過渡期の存在との指摘。 ・建設当時からの建造物がほぼ現存する。
5	高遠城跡 (進徳館)	・万延元(1860)年,高遠藩主内藤頼直が創設。 ・昌平坂学問塾の大学頭林学斎により命名。 ・8歳から25歳まで在学。 ・徂徠学派を中心に,洋学や武術を学ぶ。 ・史跡「高遠城跡」の一部として,国史跡指定。
6	旧崇廣堂	・文政 4(1821)年,津藩主藤堂高兌(たかさわ)が創設。 ・伊賀・大和・山城の領地に住む藩士の子弟を教育するため,津の藩 校である有造館の支校として建てられたもの。 ・講堂が創建当時のまま残されている。
7	本居宣長旧宅,同宅跡(鈴屋)	・本居宣長旧宅は、宣長が 12 歳から 72 歳で没するまで 60 年間にわたって暮らした家。 ・二階の書斎を「鈴屋」と呼んだ。 ・明治 42 (1909) 年,現在地に移築され、当時の姿に復元して公開されている。
8	旧豊宮崎文庫	・慶安元(1648)年,外宮権禰宜・出口延佳(でぐちのぶよし)らによって創設。 ・内宮の「林崎文庫」とならんで書籍の収集・収蔵、学問所として 栄える。 ・三間棟門と練塀が残されている。

9	旧林崎文庫	・貞享3(1686)年,外宮の豊宮崎文庫に並ぶ文庫として,幕府から下賜金をもらって宇治会合衆が「内宮文庫」として創設。元禄3(1690)年,林崎に移転して「林崎文庫」と改称。 ・書籍収集・収蔵,祀官子弟の教育,伊勢と文化的先進地の交流の場として明治まで利用された。 ・講堂と神庫が当初の状態をよく保っている。
10	藤樹書院跡	・寛永 16 (1639) 年,中江藤樹が創設。 ・近世最初の私塾といわれる。 ・慶安元 (1648) 年に藤樹書院と命名。 ・明治 13 (1880) 年に村の大火で焼失。現在の建物は2年後に再建されたもの。
11	伊藤仁斎宅(古義堂) 跡ならびに書庫	・寛文 2 (1662) 年, 伊藤仁斎が創設。 ・何度も火災に見舞われ, 現在の建物は明治 27 (1894) 年創建のも の。 ・書庫は仁斎当時のもの。
12	緒方洪庵旧宅および 塾	・天保9 (1838) 年, 蘭学者緒方洪庵が創設した蘭学塾。本名は「適々斎塾」。 ・弘化2 (1845) 年, 瓦町から過書町へ移動。 ・大阪大学, 慶應義塾大学の起源の一つとみなされている。
13	旧岡山藩藩学	・寛文9(1669)年、岡山藩主池田光政が創設。 ・朱子学を主として教える。 ・空襲で泮池とそこに架かる橋以外は全て焼失。 ・藩士を対象としたが、農民でも苗字帯刀を許された者は、入学を許された。
14	廉塾ならびに菅茶山 旧宅	・寛政8(1796) 年,漢学者菅茶山が創設。 ・当初は私塾で,「黄葉夕陽村舎」と呼ばれていたが,福山藩に働き かけ,福山藩郷校となり,廉塾と称した。 ・居宅とともに,講堂,寮舎,養魚池等が残る。
15	旧萩藩校明倫館	・享保3(1718)年,萩藩主毛利吉元が萩城三の丸追廻し筋に創建。 嘉永2(1849)年に萩城下江向へ移転。 ・有備館,水練池,聖賢堂などの遺構が残っている。 ・城が萩から山口へ移されるにともない,山口にも明倫館ができる。 ・聖廟は海潮寺本堂として移築転用。
16	松下村塾	・天保 13 (1842) 年, 萩藩士玉木文之進が自宅に創設。 ・安政 3 (1856) 年, 玉木の甥である吉田松陰が継承。同 5 年に松陰 が投獄され, 中絶。 ・幕末維新で活躍した者を多く輩出する。 ・安政 4 (1867) 年に作られた 8 畳一室と増築した 10 畳半の部分から なる。
17	シーボルト宅跡 (鳴滝塾)	・文政 7 (1824) 年、オランダ商館付医院のシーボルトが診療所を兼ねて創設。 ・シーボルトは出島から塾まで通い、医学や洋学など幅広い分野を教授した。 ・建物はすべて現存せず。
18	多久聖廟	・元禄 12 (1699) 年,佐賀藩家老多久茂文が学校,東原庠舎を創設。 ・東原庠舎は,武士,領民ともに入学できた。 ・宝永 5 (1708) 年,聖廟が完成。恭安殿と命名。 ・当時は瓦葺だったが,明治に銅板葺になった。

ウ 国内類似資産との比較分析のまとめ

表 3-9 (P104) のとおり、類似資産8件を (ア:教育理念), (イ:空間と設備), (ウ:立地) 3つの比較項目について分析した結果、部分的に項目内容を満たす資産は確認できたものの、特徴や性格を異にする例が多かった。これに対し、本提案はいずれか二つの項目を満たし、残り一つの項目も部分的に満たしている。さらに、資産全体として比較項目すべてを満たしている点で傑出した価値を持ち、近世日本の教育のあらゆる設置形態を代表する必要にして十分な構成となっている。さらに、保存状況が良好であり、明治期以降に復元した建造物も、従来の形状を踏襲して精密に復元するとともに元の場所に再建されており、往時の姿を今に伝えている。従って、国内において、近世日本の教育を示す遺産群として、本提案は完全性を備える。

3.6.3 比較分析の結論

(1) 世界遺産登録物件としての適合性

世界遺産一覧表及び各国暫定一覧表に記載されている関連遺産を検討すると、これまで教育的な活動とその史的意義を中核的価値として登録に向けて評価された事例はほとんどない。教育が人類の共存にとって必要不可欠な活動であるにも関わらず、一見類似する比較事例はいずれも教育を主題とせず、他の文化的価値を有する資産が偶然に教育にも関連した資産であったといえる。

教育が人類の基盤的営為であるとすれば、それを中核的価値とする遺産は、世界遺産に相応しい新たな類型を成すと考えられる。文化の多様性や、人間と社会の態様の複雑かつ多面的な側面に光を当てて、ユネスコの主導により世界文化遺産には、これまで新たな類型が認められ、その概念が広がってきたが、教育遺産はこれまでの文化遺産の概念をさらに深める注目すべき新たな類型である。

また、各遺産の性格について、本提案と比較した場合、「多様な学びの実現」及び「自然や地域と共生する環境」に合致するものはいくつか認められるものの、「身分・年齢・地域を超えた主体的な学び」の場は近代以降に創設した遺産を除けば世界でも極めて珍しく、一国全体で大衆的な広がりを持つ遺産は確認できない。これは、本提案が世界をみても類をみない学びの場であることを証明するといえる。

(2) 類似資産の中でも傑出した存在

国内でも、教育を中核的価値として世界遺産に登録された遺産は存在せず、世界遺産登録を目指す事例も見られない。また、本提案は国内に残る教育関連の諸資産と比較すると、極めて良好な保存状況を保つ。その上、「身分・年齢・地域を超えた主体的な学び」、「漢学を基盤にした和洋におよぶ多様な学びの実現」、「自然や地域と共生する環境」という特徴をすべて備えた教育遺産群(諸資産)はない。

本提案は、近世日本の教育遺産群の諸類型に対応し、かつ各地の代表的な教育遺産 群を網羅するという総合性と連続性を備える傑出した物証である。近世日本という一 時代の教育活動を代表する物件として、本提案は世界の他の国々や文化圏に類のない 特性を備え、日本の教育史を代表する人類の遺産として保護・継承すべき普遍的価値 を有している。

(3) 構成資産選択の正当性

足利学校・閑谷学校・咸宜園・弘道館は、近世日本の教育の特性を示す代表的遺産である。これら4資産は官立(官営)学校・郷校(郷学)・私塾(手習塾(寺子屋)を含む)・藩校と、それぞれが現存する近世日本の教育施設の諸類型に対応している。これらには、武士の子弟を対象とした学校(弘道館)、庶民を対象としつつ武士も学ぶことができた学校(閑谷学校)、身分を問わず入学が許された学校(足利学校、咸宜園)は、近世日本で展開された階層を超えた教育を示し、それらが構成する資産の総体は稀有にして貴重である。

弘道館と対を成す偕楽園は、修養の空間として創設された場であり、豆田町は町を 挙げて咸宜園の教育を支えた地盤であった。両資産は教育の場ないし舞台として、学 校とは切り離せない存在であった。弘道館と咸宜園は周辺環境との融合の上に発展し、 こうした立地は学校の持続的発展にとって不可欠であり、他の国内の類似資産にはみ られない稀有な組合せである。本提案は、いずれも近世日本の教育を語るために必要 にして十分な構成資産であると言える。

3.7 顕著な普遍的価値の言明

3.7.1 総合的所見(概要)

「近世日本の教育遺産群」は、足利学校・閑谷学校・咸宜園・豆田町・弘道館・偕楽園から構成される。これらは、16世紀末から19世紀中頃まで続く日本の近世社会で生まれた世界に類をみない階層を超えた教育の場と環境の典型であり、近世日本の教育の意義を現代に伝える、必要にして十分な遺産の集合体である。

戦乱を克服して「平和」な時代になると法と組織が整備され、「文字社会」が到来したことから、人々には高いリテラシーが求められた。人々は、読み書きそろばんのみならず、身分を超えて主体的に幅広い知識を得ようとした。為政者や知識人はこうした社会の動きを受けて、初歩的な学びから広く和漢洋に及ぶ多様な学問を教える空間と設備を整備していった。そこでは、身分・年齢・地域を超えて自然や地域と共生する場で教育が実施された。その結果、階層を超えてリテラシーが広がり、人々は多様な知識と教養を習得した。礼節や規範が社会的に共有され、学習者の中から優秀な指導者や人材が輩出されて社会で活躍し、近世日本社会の発展と安定化につながった。こうして人々の学びへの意欲はさらに高まり、教育資産が整備されるという好循環が生まれた。

教育遺産は、教育という人間の重要な活動を伝える類型であり、近世日本の教育遺産群は、上記の特性と世界史的意義を証明する稀有な物証である。

3.7.2 評価基準の適用

評価基準(iii)

本提案は、近世日本の各地において創設された諸類型である、官立(官営)学校・郷校(郷学)・私塾(手習塾(寺子屋)を含む)・藩校を網羅するとともに、16世紀末から19世紀中頃に至る近世の各時期の教育の展開を説明するうえで十分な構成資産となっている。

3.7.3 完全性の言明

資産の全体は、近世日本の教育遺産群が持つ「世界に類をみない階層を超えた教育」 という観点から、顕著な普遍的価値を表すために必要な構成資産・構成要素を含むのみならず、資産の重要性を伝える諸要素・過程を示す上で適切な範囲を包括している。

また,各構成資産は、当該資産の重要性を示す諸要素・過程を表すために適切な範囲を有しており、開発や管理放棄による悪影響を被ることなく、またそれらを規制して良好な状態を維持するための適切な保存管理が行われている。

3.7.4 真実性の言明

本提案を構成する各構成資産は敷地の範囲・区域・主要な建造物・構築物の配置がほぼ保たれている。一部の資産にみられる、改変については、学術的調査を経て当初材と 真正な記録に基づき、修復・復元が実施されている。

各構成資産はそれぞれ異なった性格を有するが、学習環境を継承するために不可欠な

諸施設のいずれかを備え、今日まで維持されている。各構成資産に残っている重要な建築物・構築物は、創設又は移設以来の位置を維持するとともに、復元建造物等についても、学術調査において基礎構造を正確に記録し、重要な歴史資料として原位置において確実に保存を図っている。いずれの資産も、創設者・学長・塾主等の学習方針や思想が、著作や蔵書、石碑、掛軸、扁額、校舎名、学校名等に反映され、確実に継承されている。以上のことから、個々の構成資産は高い水準の真実性を維持している。

3.7.5 保存と管理に必要な措置

各構成資産は、文化財保護法に基づき、それぞれ指定又は選定された特別史跡、史跡・名勝、重要伝統的建造物群保存地区に該当し、良好に保護されている。また、緩衝地帯においては、上記と同様の保全措置を講じるとともに、景観法をはじめとした様々な法令や制度を用いて、適切な保全を図ることとする。